

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

東北町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧東北町地域

(1) 現況

本地域は、赤川、土場川、清水目川などの河川が流れ、その下流域においては、稲作経営が行われている。また、上流域は急傾斜地が多いなどの立地特性により稲作、畑作経営が行われている。このような立地特性から、農業生産活動を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、本地域では耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、平野部においては法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、傾斜部においては同項第2号に掲げる事業を行うように働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧上北町地域

(1) 現況

本地域は、高瀬川、下砂路川などの河川が流れ、その下流域においては、大きな団地を有する稲作経営が行われている。このような立地特性から、農業生産活動を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄地が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、本地域では耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、平野部においては法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、傾斜部においては同項第 2 号に掲げる事業を行うように働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧東北町区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業
②	旧上北町区域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業

4 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内において得に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が 1ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が 1ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第４の１（３）に定める過疎法の指定地域による。（東北町全域）

イ 対象農用地

(ア)急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ)自然条件により小区画、不整形な田

(ウ)積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ)町長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地をすべて対象（勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満の農用地）

勾配は団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には支払い対象とする。

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域